

# 「公娼」の社会史

——近現代艶史の成立とその解体にみる公娼制度論の変遷——

大和田 楓\*

## 序

日本政府は古くから売春を容認してきたが、その中で女性の人権を考慮し、守るような法律が策定されることはなかった。そして、働き方が多様化し、セックスワーカーの健康や人権が侵されても、声を上げることができないという状況が浮き彫りになってしまっている。現代における売春防止法は、女性を守るための法律ではなく、あくまでも「社会の善良の風俗」を維持することを目的としており、処罰の対象は売春を助長する行為をした者、保護の対象は売春を行った「女子」であり、その相手方となった者についての処罰や「女子」以外の性を対象とした保護は明記されていない。

本研究では、現代のセックスワークに関する問題に向き合うために、公娼制度を再考するとともに公娼制度に関する論争を「公娼制度論」として整理を行い、歴史を通して、これまでに女性たちがどのような思いで権利を獲得してきたのかを改めて考えていく。

近代日本では、公娼制度によって政府公認で女性が売春を行っていた。また、政府公認の売春街を「遊廓」といい、そこで働いていた女性を「遊女」や「娼妓」という。様々な厳しい掟や、それに反した場合の激しい折檻（暴力の伴う罰）、性病や感染症を患う危険性などと隣り合わせで働いていた遊女の生活や働き方に着目し、当時の公娼制度を客観視して整理していく。また、華やかな見た目などから美しい歴史として語り継がれてきた遊廓や花魁などの歴史的事実とイメージのギャップを「艶史」と定義して、公娼制度論を考察していく。

これまでの女性論において、公娼制度は完全悪とみなされ、それ以上

---

\* 尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科人間学専攻 2019 年度修了生。

の展開はなく「公娼制度は政府公認で女性に売春をさせた」という所に論点が絞られている。したがって、公娼制度の内容に客観的に着目し、現代のセックスワークに関する問題への応用を試みる。

既存の研究、北原みのり編集の『日本のフェミニズム』(2017)では、吉原遊廓で働いていた森光子(吉原遊廓で働いていたところの名前は春駒)の主張を取り上げているが、彼女の主張は自由廃業であり、やめたいときにやめられる権利である。遊廓での労働環境は先述の通り、劣悪で様々なリスクを伴うものであった。そこで、本研究では、近代日本の公娼制度はその方法に問題があることを指摘し、その方法が改善された「制度のようなもの」を現代に応用することを期待している。

## 1. 「艶史」の成立とその内情

### 1.1 身売りが珍しくなかった近代日本

近代日本では、借金を抱える、家が没落するなどといったとき、その家の若い娘を遊廓に身売りさせるという風習があった。身売りは、自身で申し出てくる者と、女衞によって売られてくる者がいた。そして、廓の店主(楼主:後述)は娘を受け取ると、娘の年齢や器量によって定めた代金を支払い、売られた娘に代金を借金として背負わせるというしくみになっている。この借金は、明治5年以前は「身代金」、明治5年の人身売買禁止以降に「前借金」と名前を変えた。そして、娘はこの借金を払い終えるまで、もしくは年季が明けるまで体を売り続けるという仕組みになっている。現代では、娼婦になるとその行為に対して非難を受けることがあるが、この時代は娼婦になることを「廓勤め」あるいは「遊里に身を沈める」などといい、これは女にとって極めて悲惨なことで、よくよくの事情があって、お金のために女が最後の決心をしたこととして気の毒に思い、その行為を非難することはあまりなかった<sup>1</sup>。遊廓では「楼主」といって、それぞれオーナーが店を経営している。楼は二階建ての建物を表し、この時代では遊廓や旅館などぐらいであった。そのほかに、遊廓のオーナーの妻である「内儀」は、遊廓の中で実質的に権力を握り、その店の遊女上がりか、裕福な商人の娘になることが多かった。

---

<sup>1</sup> 中野栄三『遊女の生活』雄山閣, 1981年, p.15.

遊廓は主にこの二人が仕切り、店を営んでいた。

文化の中心にもなっていた遊廓は、後に梅毒を家庭にばらまく病原地带という認識になっていった。遊廓の象徴であった吉原遊廓は、最盛期には270軒、7000人を突破した妓楼と娼妓であったが、その約30年後の明治12年(1879年)には114軒、909人にまで激減した<sup>2</sup>。現在、大阪で飛田新地として親しまれている当時の飛田遊廓は、曾根崎新地、難波新地の代替地として承認されたことから始まった。梅毒伝染を懸念して遊廓から客足が遠のく中、飛田新地は、営業形態の変化や、当時では珍しかったダブルベッドの導入やダンスホール、カフェも設置するなどの話題作りの甲斐もあって栄えていき、関西を代表する遊廓になっていった<sup>3</sup>。

## 1.2 遊廓の中の格差

遊女には地位が与えられ、その地位によって働き方に多少の差が生じる。現代でも一般的に有名なのは「花魁」や「太夫」であるが、これらは簡単に言うと「高級遊女」である。そこで、遊女の地位について説明していく。

遊郭で働く女性の中で、最も幼いのは7歳から13歳くらいである。彼女たちは「禿」といい「かむろ」や「かぶろ」とよんだ。主な仕事は、花魁の身の回りの雑用であった。禿は岡場所(遊廓以外の非公認の私娼屋が集まった遊廓のこと)などでは小職とか豆どんと呼ばれていた(以下、禿に一律)。13歳になると「新造」(「新艘」とも書く)に昇格する。このとき、花魁になる見込みがあれば「振袖新造」そうでなければ「留袖新造」「突出し新造」となる。「留袖新造」や「突出し新造」は昇格してすぐに客を取り始めるが、「振袖新造」は花魁に付いて接客を学ぶ。また、早々に客を取ることはなく、客に対して披露はするが、焦らして高値を付けたのちに、独り立ちする<sup>4</sup>。そのほか、下から切見世、梅茶、散茶、格子、太夫(花魁)という地位になっているが、花魁・太夫になるのは上述した通り、ほんのひとにぎりである。

---

<sup>2</sup> 下川耿史・林宏樹『遊郭をみる』筑摩書房,2010年,p.7.

<sup>3</sup> 同上,p.100.

<sup>4</sup> 北村長吉『吉原艶史』新人物往来社,1986年,pp.83-86.

### 1.3 「苦界 10 年のつとめ」

ここでは、遊廓を抜けるということが如何に困難であったかについて考察していく。先述の通り、遊廓は借金を返済するか年季が明けるまで出ることが出来ないというシステムになっており、これは一見単純なシステムだが、女性たちはそう簡単に遊廓を出ることが出来なかった。困難な理由を 1. 借金返済における観点から、2. 年季明けに関する観点からの二つの視点に大別して考えていく。

1. 借金返済の観点から：遊女は借金を完済すれば自由の身になれるが、身請けなどにより大名や武士から妾として囲われるか、正式に妻として受け入れられる他に手段はなく、それも数多い遊女のなかの数名で一般的には困難であった。身売りの際に生じた遊女の借金は、年齢や器量によって個人差があり、決して一律ではなかった。その女性の美醜・年齢・その他遊芸の有無等に応じて、抱主(店主・楼主)が評価し、適当な金額を一時金として設定する。そのため、遊女によって抱える借金に差が生じる。また、客が支払う料金も遊女によって様々であり、遊女たちはみな等しく借金の完済は困難であった。着物代、簪などの装飾品の代金、化粧品などの遊女勤めに必要な消耗品すべてが自己負担であったため、借金を減らすどころか、かさんでいく一方であった。生理日の休業や自身の休養もほとんど許されず、用事を取りついたり、身上がり(接客)と称して自分で自分に玉代を払って休んだりするほかに方法はなかった。その分もまた自分の借金となるため、客から特別にもらって返すか、年季を増すかであった。それゆえ、一度この遊廓に身を沈めたが最後、年季の明ける 27 歳までではどうにもならないのだ<sup>5</sup>。

2. 年季明けにおける観点から：年季明けまで働き借金を返済していくと、遊女は自由になれるが、厳しい掟を強要され、様々な病気を患う危険性と隣り合わせの遊廓で年季明けまで働くことになる。そこで人権と健康は守られるはずもなく、劣悪な環境で彼女たちは生き抜くしかなかった。遊女の年季は最長でも 10 年、27 歳までという規定があった。しかし、子どものうちに身売りされてやってきた禿の場合、客を取り始めてから 10 年であるため、多くの遊女はさらに多くの年月を遊廓で過ごすことになる。「遊廓勤めは、様々な制約や慣行的な待遇なども掟という

---

<sup>5</sup> 中野, 前掲書, p.20.

ことで強要され、俗に「苦界10年の勤め」といわれるくらいで、決して楽ではなかった」<sup>6</sup>。多くの客を相手にする遊女は、様々な病気に感染するリスクが大きいのに加え、治療が施されることもなく働けなくなった遊女は、牢獄のような部屋で、死を待つのみであった。それゆえに、すべての遊女がという訳ではなかったが、遊廓で勤めた多くの遊女が、性病や感染症で命を落とした。それだけでなく、遊女は規則を破ると、折檻を受けることになる。その内容は、棒などで殴られる、厳しい寒さの中、中庭などに括られてそのまま死亡するというケースも少なくはなかった。また、死亡した遊女は投げ込み寺(浄閑寺)という所へ運ばれ、無縁仏として、投げ捨てられる。そのような状況下で、年季が明けるまで働くというのが如何に困難極まりなく苦痛の伴うものであるかを想像することが出来るだろう。

## 2. 解放という幻想と「自由意思」

### 2.1 解放された遊廓の蝶たち

マリア・ルーズ号事件<sup>7</sup>によって一時的に娼妓に対する解放令が出された。しかし、この解放令は他国の目を気にするもので、万全の体制がとられることなくたったの一年で幕を閉じることとなった。この事件の中で、日本にとって意外な問題が起こった。マリア・ルーズ号の船長の代言人デッキンスが十カ条の申し立てをしたなかに、「日本が奴隷的契約が無効であるというなら、日本においてもっとも酷い奴隷契約が有効に認められて無残な生活がなしつつあるではないか。それは即ち遊女の約定である」と遊女の年季証文の写しと、横浜病院医治報告書を提出した。これを受け、特命裁判長であった大江卓は慌てることなく「日本政府は近々公娼解放の準備中である」と答えた。これはまさに公娼廃止の声明であった。しかも全世界の前で、誓約したのである。この結果、1872年

---

<sup>6</sup> 中野栄三『廓(くるわ)の生活』雄山閣, 1981年, p.137.

<sup>7</sup> 中国人苦力を乗せたペリーの気船(マリア・ルーズ号)が暴風によって破損し、横浜港外に破泊したとき、中国人苦力が逃げ出した。それを救助したイギリス軍艦が日本に対して、マリア・ルーズ号で奴隷的労働を強いられている人々を解放するように要請した事件のこと。

(明治5年)10月2日、太政官が「娼妓解放令」を発すこととなった<sup>8</sup>。

この解放令に対して、業者は借金を棒引きされたまま娼・芸妓を解放されたのでは全く割に合わなかった。また、娼・芸妓は突然の解放令に喜び、羽ばたき、お互いに今までの悲しさを語り合いながら、少ない身の回りの品を風呂敷包みにして小脇に抱え、嬉々として遊廓から飛び出したが、彼女たちには生活の目処がなく、帰る家がない者もいた。その日から生活に困り、働く口もなかった。彼女たちは悶え苦しんだあげく、再び妓楼に舞い戻らざるをえなかった。政府は人道的な自覚からではなく、国際信用状、やむをえず布告した解放令であるから、娼・芸妓たちが更生の道を歩むような保護政策はほとんどなく、いきなり放り出されたのであった<sup>9</sup>。

## 2.2 利用されかねない「自由意思」

娼妓解放令が発令され、解放された娼妓が職を手にすることもできず、借金の返済義務も残ったことで、遊廓へと戻る場合が多かった。そして遊廓は貸座敷と名前を変えて免許を受け、女性たちも鑑札をもらって芸娼妓商売が認められるようになったのだ。また、これに伴って貸座敷規則が出された。内容は、1. 娼妓の自由を拘束しないこと、2. 娼妓の仕事は本人の意思によるかどうかを確認すること、3. 四宿（品川、新宿、板橋、千住）と吉原を同格とするというものだった。四宿は飯盛女や宿場女郎と呼ばれる女性が大勢いた。この規則によって、特別格であり上公認の特権を持っていた吉原が他の遊里と同等になったのだ。また、こうして昭和33年の売春防止法の実施まで遊廓としての営業は続いた<sup>10</sup>。

女性に返済できない債務を負わせて債務を負わせて人身を拘束することを目的とした借金契約を禁止しない限り、人身売買がなくならないということは自明であったが、裁判所は業者の利益を重視した<sup>11</sup>。その上、社会復帰などの支援もなく、借金返済のみが残ってしまった娼妓は、遊

---

<sup>8</sup> 吉見周子『売娼の社会史』雄山閣, 1984年, pp.16-17.

<sup>9</sup> 同上, pp.20-21.

<sup>10</sup> 北村, 前掲書, pp.178-179.

<sup>11</sup> 北原みより『日本のフェミニズム since1886 性の戦い編』, 河北書房新社, 2017年, p.22.

廓での営業を続けるしかなかった。これを政府は「自由意思」による営業とした。これは、選択肢が一択しかない人に自由を与えたといっているのである。このような状況下での「自由」は本当の意味での「自由」なのだろうか。強制的に連行されて遊廓に行くわけでもなく、家のため、お金のためと仕方なく下した結論には少なくとも意思が働いており、政府はその部分のみを掬い取ったのだ。不当な借金の内容に対する見直しや、業者や働く人への対応の改善など、様々な面でのサポートが当時行われていたらどうだったろうか。遊廓に戻って働くにしても、人間として扱われる権利や健康を維持しながら働ける権利を獲得できたのではないだろうか。また、遊廓で働くにしても、借金の返済義務がなくなり、社会の受け入れる体制がなっていれば、苦しみながら働くことなく「自由意思」で自分の生活を選択できるチャンスがあったはずである。このように、「自由」という言葉は時に利用されやすいということを念頭に置かなければならない。

現代は売春の形態が様々であり、お店で働く人、個人で SNS などを通じて交渉する人、借金などによって斡旋される人など多数存在する。しかし、これら様々な状態の中で「自由恋愛」という形で黙認されるのがほとんどの場合である。大学生が小遣い稼ぎに体を売る、奨学金の返済のために体を売るなど、簡単に多く稼ぐには体を売るのが最善であるという意識に陥らせるのは、売春が黙認されてきた記憶や意識が人々の中にあるからである。たとえそれがどのような形であっても、暗黙の了解を得てしまっているこうした売春こそ、現代の「公娼」といえるのではないだろうか。

### 3. 公娼制度廃止までの闘い

#### 3.1 公娼制度論争

日本では、公娼制度に関する様々な論争が繰り返されてきた。本研究では公娼制度を対象に繰り返されてきたこれまでの研究を総称して「公娼制度論」とする。公娼制度は政府公認で女性に売春をさせるということにばかりスポットが当たるが、公娼制度の内実を探ることで、現代の売春問題において人々を救う手がかりを見つけられるのではないかと考える。

存娼派の主張を上げていくと、まず一つは公娼制度には検閲制度があり、性病の拡大を予防することが出来ることであり、もう一つは、公娼は一般女子の防波堤になるということであった。男は欲望を抑えられない、いやむしろ抑制すべきでないという考え方を前提として、公娼をなくして人為的にこれを禁止すれば、性欲のはけ口を他にもとめることになり、かえって社会の風紀が乱れ、良家の子女は安心して道を歩くことができなくなるというものであった。このような存娼派の主張は著名人をはじめ、遊廓を支持する有力な根拠として用いられるようになっていくことになる。

廢娼派の主張の論点は、女性の人権と健康を守るためには売春は廢絶すべきだということにある。そこに、体を売って生計をたてる女性の生身の声は反映されていないのだ。しかしながら、当時の女性にとって廢娼をうたい、女性の自由と健康を守るための運動は不可欠であり、一概にすべてを否定することはできない。その後、廢娼派の運動は活発化していったことにより、廢娼運動に発展していったのである。

### 3.2 群馬県の廢娼運動

廢娼運動の先駆となったのは群馬県であり、その後発展していったことで、公娼廢止に踏み切る地域が続々と登場した。存娼派の主張も多く挙げられる中、廢娼派は女性の解放のために戦ってきた。

1878年(明治11年)に地方自治体が成立し、県会の成立とともに廢娼ののろしが上がった。それは碓氷郡の漢学者であり、一事業者でもある真下珂十郎の請願に始まる。県会はこの請願を採択し、翌20年に「貸座敷ノ業ヲ更ムルノ建議」案を県令である楢取素彦に提出した。その内容は、貸座敷において歌舞管弦をし、酒肴をするのは人心をますます淫蕩にし、無益の浪費をさせるものであるからそれを禁じ、「情欲を達するのみ」にせよというもので廢娼そのもの旨とするものではなかった<sup>12</sup>。その後も廢娼に関する請願が相次ぎ、1887年(明治20年)に「上毛青年連合会」が設立。会員である青年たちは演説会を開いて活動した。演説会での主な論点とは、1. 娼妓そのものの基本的な人権が侵され、社会の奴隷である。2. 公娼をおくことは社会の淫風を助長するので、けっして性

---

<sup>12</sup> 吉見, 前掲書, pp.54-55.



的犯罪を防止していない。私生児が多いのもその影響である。3. 密売淫を助長する。4. 一夫一婦の倫理を破壊し、多妻多妾の弊を生ずるというものであった<sup>13</sup>。このような演説会を含め、様々な人が声を上げることで、群馬県の廃娼運動はより大きく広がっていき、廃娼県と言われるほどにまで発展した。

#### 4. 現代日本における疑似「公娼」

現代日本において、公娼制度は廃止されているものの、法を掻い潜る売春は、その中で何らかの被害を受けても泣き寝入りを強要する社会の雰囲気になってしまっているのが実態である。また、売春のほとんどは暴力団などが関与していない限り、黙認されることによって「風俗嬢」などの言葉が常用される点や、一般的に売春を単純に一娯楽として多くの人が考えている点を考えると、当たり前となってしまっている売春は現代における「公娼」ともいえよう。また、「売春」の意味は「女性が報酬を得ることを目的として不特定の相手と性交すること。売淫。売色。売笑。」(大辞泉)とあり、「売春」「売淫」「売色」「売笑」の主体は「女性」ということになっている。そこで本稿では、売春という言葉の定義には「女性が行うもの」という意味が含まれている点に着目し、俗にいう売春を「公娼」と定義して、近代日本の公娼問題と比較して考察していく。

##### 4.1 現代までの売春防止法の軌跡

公娼制度の実質的な廃止後に赤線・青線なるものが出現し、その後、売春を法律で禁止する売春防止法が制定された。この売春防止法では売春を行った者、その相手方になった者に対する具体的な罰則は定められておらず、売春を斡旋した者、周旋した者に対する明確な刑罰が記載されている。その売春防止法が公布されたのは、1956年(昭和31年)5月24日で、施行は1957年(昭和31年)4月1日だが、刑事処分がともなう「完全施行」は1958年(昭和33年)4月1日である<sup>14</sup>。この売春防

---

<sup>13</sup> 同上, pp.54-65.

<sup>14</sup> 井上理津子『さいごの色町 飛田』新潮文庫, 2017年, p.192.

止法は社会の善良の風俗を維持するために制定されたものであり、処罰の対象が斡旋業者のみであることから、完全なる防止を図るための法であるとは断言できない状態にある。この事実は、性の売買によって生計を立てている人々にとっては、方法によって利点と欠点を生み出す不透明な法になってしまった。実際に、女性が性を売買していたことが明らかになった場合は保護の対象になるが、男性が性を売買していた場合は、この売春防止法の適応外となる。これによって、ママ活が静かに流行し、金銭目的で交際をする人も増加した。また、実際には性を売買する行為に及んでいたとしても、双方が「自由恋愛」を主張することによってこの法の適応外ともなるのだ。恋愛関係を主張することで、法に触れていないことを一時的に表明することができるのもこの売春防止法の特徴であるともいえる。

#### 4.2 セックスワークの多様化

売春防止法が制定され、法による監視のもと国民が売春をしないよう、させないよう、相手方とならないように歴史を刻んできた。しかし、この売春防止法によって、セックスワークが根絶され、問題が解決したわけではない。セックスワークの是非について問われると、悪であることが自明とされ、人はそれ以上改めて考える事をしない。そのため、セックスワーク自体を善悪の問題としてしまい、その内に隠れている様々な問題はマジックミラーのように見えなくなってしまう。マジックミラーの内側にいる人は、声を出さなければ外の人に気づいてもらえないのである。しかし、現実問題として売春による被害や苦しみは声を出して気づいてもらえば解決するものではない。勇気を出して声を出して伝えたとしても、これまでは法の策定の際に便利に利用されるだけで、当事者に対して一向に便宜がはかられることがなかった。今後も同じ事が繰り返される可能性があるのだ。セックスワークによって被害を被ったとき、その被害を告発すれば自分が性を売買したことも同時に開示することになる。その場合、売春が多様化し身近になっている現代においても、憎悪の目はセックスワーカーに向けられる可能性もあるのである。

#### 4.3 セックスワークの善悪を問うこと

セックスワークの形態は変遷を遂げ、性別を問わず誰でも性を買ひ、

売る時代になってきている。セックスワークが身近になっていることで、セックスワークを根絶する動きは、セックスワーカーを虐げる結果を生んでしまう可能性も否定できない。

売春の形態は現在に至るまでに様々に変化してきた。形式のみにとどまらず、変化したのは、携わる人々である。公娼制度のあった時代には、武士や大名など裕福な男性が、遊廓で働く娼妓を買、裕福な家庭ではないが家庭のお金を使って高い料金を買う者も多かった。このような家庭をもっている男性、裕福な男性が、貧しい女性を買うというのが主流だったのだ。しかし、現代においては、男性が女性を買うだけでなく、女性であろうと性別を問わず性を買う時代になった。それと同時に、家の貧困が原因で性を売らただけでなく、小遣いを稼ぐために性を売る人も少なくない。大学や、専門学校に通い、学費や生活費を奨学金から賄う学生が、奨学金返済にあてるために体を売って資金を稼ぐケースも少なくないのだ。このように、売買春の手段が簡単になっていくほどに、危険が増えるのだが「みんなやっているから大丈夫、被害にあう人もいるが、自分の身には起こらないだろう」と足を踏み入れる人も少なくない。誰でも方法を考えさえすれば、いとも簡単に性を売ることができ、いとも簡単に性を売ることができる現代では、もはや売春防止法も行き届かず、売買春の問題が手を招いているかのように親しみやすく、多数のリスクを様々な欲望の裏に隠してしまっている。

国全体としてではなく、個々人の貧困問題を考慮するとき、体を売って金銭を稼ぎ、飢えをしのいでいる人がいるのも事実である。よって、売春を根絶しようとすることは、それによって虐げられる人が生じる可能性も出てくる。そして、売春によって傷ついた人を救おうと声をあげるとき、当事者の声を反映しなければならぬ。なぜならば、これまで日本のフェミニズムは多くの娼妓を救ってきたが、それと同時に被害者として晒し上げてきたからである。そして、これまで廃娼運動や女性の人権獲得に関する運動によって、セックスワーカーが例として挙げられ続けてきたが、公娼制度等に関する歴史的事実は、現代のセックスワーカーが抱えている問題にそのまま当てはめて考えることはできない。よって、セックスワークそのものの善悪を問うときに、公娼制度によって女性は強制的に売春をさせられ、虐げられてきたという論拠は適用できない。

## 5. 近現代艶史の解体

「艶事」とは「異性間の情事」という意味であり、「艶史」を「異性間の情事に関する歴史」という意味で既存の研究では使用されている。それを本研究では「歴史から脱文脈的に表層的なかつこよさ、色っぽさで語られる歴史」という意味で使用する。

18世紀にフランス革命が起き、人権獲得に関する運動が相次いだ（女性解放運動もその一環である）。そして、女性にも男性と同様に権利が求められるようになったのだが、その後19世紀にトマス・ラカー(Thomas Liqueur, 1945-)が発見した助産師の手引書から、現代との身体観の変化を提唱したのだ。つまり、17世紀の人間の身体観も現代の人間ももちろん身体は同じ構造であるわけで、ジェンダーと同様にセクシュアリティも実は構築主義の産物であり、結局は時代によって変化しているということになる。このように現代において「普通」とされている身体観も、新しいパラダイムが作られれば今後変化していく可能性がある。

本研究においても性差に関わる「売春」への偏見を克服するためにも、そのようなパラダイム変換に可能性を期待するものであり、またその可能性を感じている。

### 5.1 美しく語られてきた公娼制度

映画や、写真で一度は目にしたことがあるだろう「花魁道中」は、日本で公娼制度がまだ存在し、遊廓の高級遊女が「花魁」が、高級な着物を着て着飾り、店の者を従えて長蛇の列を作り、遊廓の道を長時間歩くことをいう。これは、美しく着飾った花魁が揚屋や手引茶屋までなじみ客を迎えに行く場合が多い。宣伝のために花魁道中を行うようになった店もあった。このような「花魁道中」は現代において浅草などの一行事として楽しまれている。美しく着飾り、花魁の衣装を着て当時のように歩く。しかし、これは当時の「花魁道中」の美しさを伝える行事になり、歴史を全く知らない人、若者たちにはただ「花魁は美しい」というイメージが与えられるだけになってしまう。

花魁になるのは、先述の通り遊女の中でも一部の女性であり、花魁になるために血のにじむような努力がその地位を確立される。しかし、努力をしても容姿のいい女性しか花魁にはなれないのだ。また、その努力

と実際に受けていた待遇は、公娼制度が廃止されて、解放された娼妓が告発するまで世に知れ渡ることはなく、遊廓の中の情報は遊廓関係者や客として出入りしていた男性側の視点のみであった。そのことから、花魁は単に「美しく魅力的な女性」という認識で世間に広まっていったのであろう。また、それが店の狙いであったのではないかとも考える。虐待によって苦しむ姿を客に晒し、身なりも整っていない遊女を買う男性は恐らく少ないだろう。

現代においても「花魁は美しい」という認識が残っているが、専門書を読んだり、花魁の歴史について自ら調べたりすることをしない限り、貧しい少女たちが競争率の高い遊廓で、死に至る危険性や恐怖とたたかいながら花魁になり、どのようにして注目を浴びようになったのかを理解する機会は少なく、「美しい」というイメージだけが人々の認識になってしまっている。

## 5.2 艶史の投影、飛田新地

1912年(明治45年)1月16日に焼失した遊廓・難波新地乙部の代替地として、現在の飛田新地である飛田遊廓ができた。遊廓・難波新地は焼失したのちに再建しようとしたが、娼妓に関する法律の変動のタイミングもあり、同じ地に遊廓・難波新地を再建することが不可能になってしまった。そこで、「同じ場所に復興できないなら、代替地を」ということで、楼主たちは団結して、大阪府に陳情書を提出した。楼主代表の上田忠三郎らが市会議員でもあったため、府庁に足を運び、上京して内務省に掛け合うなどして、飛田が遊廓の地となったのである<sup>15</sup>。飛田が遊廓として発展し、カフェー形式をとるなどして客足を集めていった。この飛田遊廓は現在の飛田新地となり、経営者が変化しても、形式が変化しても継続して営業され、「日本で一番レベルが高い風俗街」「日本で最も美人売春婦が集まる風俗街」と言われるまでになっている。なぜ、飛田には美人が集まるのだろうか。

遊廓として、経営されていた頃の飛田は、従来の飛田とはシステムが少々異なり、花魁や太夫もいなければ、芸者がいる店も少なく、セック

---

<sup>15</sup> 井上, 前掲書, pp.120-122.

スを専門とする地で、性欲を手っ取り早く満たせる地であった<sup>16</sup>。現代の風俗の形態と類似していて、一般的と思われがちだが、飛田は昔からそのような形態で営業していたのだ。

ほかの地域の風俗店と比較すると本格的なサービスをするのが特徴である。また、15分の短時間でらくに稼げると業界の女性には人気を集める秘密にもなっている。本格的なサービスをしながらなぜ人気を集めるのか。それは他の地域の風俗店では「本格的サービスはない代わりに、多彩なサービスでお客を喜ばせなければならない」<sup>17</sup>が、女性にとってそれは負担のかかる労働となり、嫌な客に当たってしまった場合、40分から60分の間そのお客を相手し続けなければならないことなど様々な点を踏まえても、飛田は負担が少なく稼げると人気を集めるようになった。遊郭等と変わらず、全員が同じくらい稼げるわけではない。飛田新地のなかでも「青春通り」「メイン通り」「妖怪通り」「年金通り」など女性のレベルや年齢によって通りが決まり、多く稼ぐ女性もいればそうでもない女性もいて飛田新地の中でもかなりの格差が出てくる。

飛田新地では、近代日本の公娼である遊廓のように女性が店先で顔を見せ、客がそれを見るという形式をとっている。しかし、経営は料亭組合によってなされており、警察や政府としては飛田新地の店は「料亭」なのである。この飛田新地は、店で働かない女性は受け入れられない。これが、公娼廃止された現代でも日本で行われている売買春の実態なのである。

## 結論

本稿では、現代のセックスワークに関する問題と向き合うために、公娼制度を再考するとともに公娼制度に関する論争を「公娼制度論」として整理を行い、歴史を通してこれまでに女性たちがどのような思いで権利を獲得してきたのかを改めて考察してきた。「そんな」仕事、「そんな」服装、「そんな」メイクなど、自分や周囲の人間と比較して、セックスワーカーに対して「そんな」という言葉をぶつけること、それがセックス

---

<sup>16</sup> 同上, p.138.

<sup>17</sup> 杉坂圭介『遊廓経営 10 年、現在、スカウトマンの告白 飛田で生きる』徳間書店, 2014 年, p.164.

ワーカーの自由を奪い、声を上げられなくして生き、人権・自由・健康を剥奪していってしまうのである。本稿で主張したいのは、我々が目指すべきところは当事者の声を無視してセックスワークを廃絶することではなく、セックスワーカーが安心・安全に生活を送る手段を考えていくということである。

大阪の飛田新地について警察に「飛田新地の営業は違法か」という質問をすると返答は決まって「違法ではない」という。「飛田新地の営業はあくまで料亭であり、そこで何かが起こるとすれば、それは料亭で働いている女性と男性客の自由恋愛である」という建前になっているのである。飛田新地は女性が一人で歩いていると、罵声を浴びせられることもあり、周囲とは異質な雰囲気になっている。そして、料亭という割に歓迎されるのは男性ばかりである。しかし、他の風俗店とは違って、営業は料亭組合によってなされていることや、反社会組織の関与がないことなどから、何か事件が起きない限り警察の介入もなく、基本的には黙認されているのが現状である。

このように形を変えて我々の身近なところに存在している売買春は、女性の貧困、子どもの貧困、マイノリティの貧困などの問題がある限り、廃れることはないだろう。そのような状況下で売買春の廃絶を目指したところで、セックスワーカー当事者を傷つけ、人権を剥奪してしまう結果になってしまうのではないだろうか。

女性の人権問題に関する法が整備されて策定されるプロセスには、女性議員が当事者として介入したために、女性という大枠での意見が立法に反映される機会となった。しかし、セックスワークに関する法の整備、策定のプロセスには当事者が関与する余地はなく、たとえ当事者や被害者の声が出てきたとしても、法の整備や策定のために用いられるのではなく、発声した当事者やその相手方が売春防止法などの取り締まりの対象になったり、差別・偏見の対象となったりしてしまうため、声を出すことすらままならない状況が続いている。

本稿第2章、第2節で娼妓の「自由意思」による営業について触れてきたが、娼妓解放令後の彼女たちの生活環境や労働環境を考慮したとき、彼女たちの営業は「自由意思」とはいえないであろうという考察に至った。また、この「自由意思」という言葉は現代の売買春問題においても都合よく多用されている。この点については、今後売買春の形態が変化

していくにつれ、その都度考えていかなければならない。18世紀にフランス革命が起き、人権獲得に関する運動が相次ぐ中、メアリ・ウルストンクラフト（Mary Wollstonecraft, 1759-1797）が先駆者となったフェミニズム運動始まったことで、女性解放の声が多く上がった。性差問題に注目が集まったことで、性差別や偏見の撤廃を目指す運動が活発になり、女性が置かれていた不利な立場や状況が浮き彫りになった。また、これらを脱却する希望が人々に与えられたことで、より運動は活発になっていったのである。廃娼運動などによってセックスワーク自体を根絶しようという動きが日本でも見られた。現代においてこのような運動はセクシュアル・マイノリティの権利獲得を目指す運動にまで発展している。日本基督教婦人矯風会が先駆となって女性問題に対して積極的に解決の糸口を探る人々が多発したのである。

人はみな同じ人間である、誰にでも人権があるということを多くの人がうたい、平等を意識する雰囲気になりつつある中、女性やマイノリティの人権を主張し、どんな人も平等に扱われるべきだと主張する立場にいる従来のフェミニストは、セックスワーカーに対して、どう向き合ってきたのだろうか。それは、当事者の声を聴くことなく、被害者として晒し上げることで、セックスワークの廃絶を目指してきたのだ。セックスワーカーが声を上げられなくなるのは、売春防止法などによって罰せられるから、保護の対象になるからだけではない。周囲の人々が、セックスワーカーに対するイメージだけで当事者を語ってしまうためである。当時の一般女性にとって矯風会の思想や目標は非常に画期的であり、多くの女性がこの活動により救われてきたのは事実である。しかし、この売買春を根絶しようという多くの女性たちにとって画期的であった動きは、売買春に関わる人々をますますマイノリティ化させてしまったという事実もある。

売買春は現代においても形態は様々であるように、今後も変遷を遂げながらも存在し続けるだろう。形を変えて我々の身近なところに存在する売買春は、女性の貧困、子どもの貧困、マイノリティの貧困問題がある限り、廃れることはないと予想される。そのような状況下で売買春そのものの廃絶を目指したところで、セックスワーカー当事者を傷つけ、人権を剥奪してしまう結果になってしまわないだろうか。それゆえに、売買春の根絶を目指すことより、売買春にかかわらざるを得ない



人々をはじめとする、すべての人々が抱えている問題それぞれに向き合い、考えていくことが最も大切であると結論づける。

## 今後の課題

本稿はこれまで、ジェンダー史の中でも絶えず考えるべき問題として、「公娼」について言及してきた。ジェンダー史の中でのセクシュアル・マイノリティに対する偏見や差別問題は、「公娼」問題において長年続いている偏見や差別問題との類似性を見出すことが可能である。また、どちらも今後解消されることなく、変貌を遂げながらも存在し続けるであろう。そして、「近現代艶史の解体」でラカーの言説を扱ったわけだが、そこからの類説で、繰り返すが、今後の「公娼」問題も新しいパラダイムが作られれば、何らかの解決のヒントが得られるのではないかと感じている。それゆえ、以下の点を踏まえて今後の課題とした。

社会のカテゴリーによって生み出された「セクシュアリティ（生物学的な性差）」とは、我々が当たり前だと思っている性別、つまり「男」と「女」という認識は言語によってなされているという意味である。つまり「男」や「女」は身体的な相違があるというフィジカルな違いはあっても「男」「女」という言語が曖昧で未分化のような生命体だったものを「男」「女」に分化していくのである。

本研究で明らかとなった売春における問題も同様に、正義を標榜する廃娼運動によって、それでも売買春に関わらざるを得ない人々が隠れ、不可視化されてしまうという矛盾が生じてしまっており、社会の中での生きにくさを感じている。声を上げればスティグマを負わされ、それを利用してしまふ。それゆえに、暴力的な被害にあっても、残る選択は「沈黙」なのである。そして社会のカテゴリーの中で、存在し続ける個々がどこに位置するのか問われるとき、セクシュアル・マイノリティやセックスワーカーは「〇〇ではない」というかたちでしか自分を表現するしかない。だからといって「〇〇ではない」を追求したときに残るのは、他者から見た「〇〇である」に当てはめられることになる。そうすると、残る選択は「沈黙」になるという現状もある。さらに「沈黙」の先に何かがあるのかもわからない。

それゆえに、これまで当たり前とされてきた議論をそのまま受容する

のではなく、疑問を抱き続けつつも、思考停止をせずに考えていくことが重要なのであり、当たり前を当たり前とせずに、脱構築を続けていくことが本研究の課題である。